

不動産の相続登記と相続税

Q : 私は、10年前に父の死亡により土地を相続し、相続税の申告書を提出しておりますが、その際相続登記をするのを失念したためこの土地の登記簿上の名義人は現在も父のままとなっています。

そこで、今年中にも相続登記を行い、私の名義にしたいのですが、相続税が追加で発生することはありますか？

A : 相続税の課税関係が生じることはありません。

【解説】

相続税は、被相続人から相続又は遺贈（死因贈与を含みます。）により財産を取得した者の課税価格の合計額から債務や葬式費用を差し引いた額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合に、その超える部分について課税されることになります。

また、相続税の申告を要する者は、原則として相続開始を知った日の翌日から10月以内に相続税の申告書を提出することとされています。

したがって、相続登記の日と相続税の申告書の提出期限とは直接関係はありません。言い換えますと、相続登記が行われたかどうかに関係なく、取得した財産は相続財産として申告しなければならないということです。

ご質問の場合、10年前に相続が開始しているわけですから、今回、不動産の相続登記をされたとしても新たに相続税の課税関係が生じることはありません。

